

生命共済制度【定期保険（団体型）】重要事項説明書（契約概要・注意喚起情報）

【ご意向に沿った商品内容を必ずご確認ください】

本書面および「パンフレット」に記載の保障内容・保険金額・保険料などがお客様ご自身のご意向に沿った内容となっているかを必ずご確認のうえ、お申込みください。

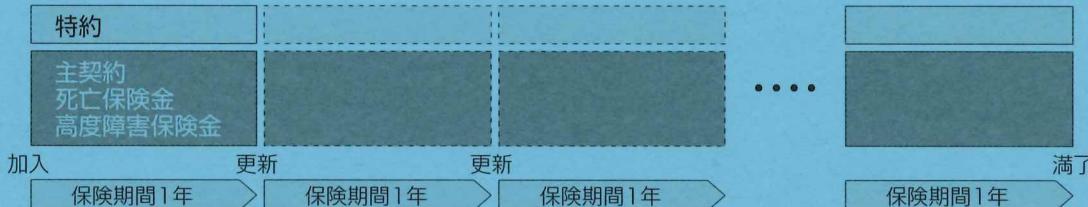
この「重要事項説明書」は、商工会議所・商工会生命共済制度の生命保険部分における、ご加入の内容などに関する重要な事項のうち、特にご確認いただきたい事項をまとめた「契約概要」と、お申込みに際して特にご注意いただきたい事項をまとめた「注意喚起情報」を記載しています。お申込み前に必ずお読みいただき、内容をご確認・ご理解いただきますようお願いいたします。「保険金などをお支払いできない場合について」などお客様にとって不利益となる情報が記載されている部分は特に重要です。具体的な制度内容については「パンフレット」をあわせてご覧いただき、ご不明な点などは所属商工会議所・商工会または「パンフレット」に記載のアクサ生命営業店にご照会ください。

契約概要

- 各商工会議所・商工会の制度内容により保険金額などの設定、保険料のお取扱い、満了年齢などが異なります。
- 具体的なご契約内容（保障内容・保険料・付加される特約など）および加入資格については、「パンフレット」に記載されています。お申込みの際には、この「重要事項説明書（契約概要）」と「パンフレット」を必ずご確認ください。

- 商品の名称 定期保険(団体型)用入院給付金付災害割増特約、定期保険(団体型)用ガン重点保障型生活習慣病一時金特約付 定期保険(団体型)
- 商品のしくみ 商工会議所・商工会会員事業所の事業主・役員・従業員の死亡などを保障するために団体(商工会議所・商工会)を契約者として運営する団体保険商品です。保険期間は1年ですが、更新により一定年齢まで継続してご加入いただくことが可能です。

【しくみ図 例】



- 主契約のお支払事由 死亡保険金……保険期間中に加入者（被保険者。以下同じ。）が死亡したとき。
高度障害保険金…保険期間中に加入者が加入（増額）日以後の傷害または疾病により、所定の高度障害状態に該当したとき。
※高度障害保険金が支払われた場合にはその加入者についての保障は消滅し、その後の保険金などのお支払いはいたしません。
※死亡保険金が支払われた場合には、その後、高度障害保険金の請求を受けても、これをお支払いしません。
※定期保険（団体型）用入院給付金付災害割増特約、定期保険（団体型）用ガン重点保障型生活習慣病一時金特約のお支払事由については「パンフレット」にてご確認ください。

- 保険料について 保険料は毎年の更新時に加入者の年齢構成・加入状況によってご契約（商工会議所・商工会）ごとに算出します。お払込方法・経路などもご契約（商工会議所・商工会）ごとに取り決めていますので詳細は「パンフレット」にてご確認ください。

- 配当金 この商品は毎年の更新後にご契約（商工会議所・商工会）ごとに前保険期間の収支計算を行い、剩余金が生じた場合は契約者に配当金をお支払いします。

- 払戻金 この商品には加入者の脱退による払戻金はありません。

【当制度に関するお手続き・相談・苦情窓口について】

当制度に関するお手続きやご相談は、団体（商工会議所・商工会）へお問合せいただくか、「パンフレット」に記載のアクサ生命営業店へご連絡ください。

当制度に関する苦情は、団体（商工会議所・商工会）・アクサ生命営業店もしくはアクサ生命お客様相談室（TEL:0120-030-775 受付時間：9:00～17:00 土・日・祝日、年末年始のアクサ生命休業日を除く）へご連絡ください。

【指定紛争解決機関について】

この商品にかかる指定紛争解決機関は（一社）生命保険協会です。
(一社)生命保険協会の「生命保険相談所」では、電話・文書（電子メール・FAXは不可）・来訪により生命保険に関するさまざまな相談・照会・苦情を受付けています。また、全国各地に「連絡所」を設置し、電話にて受付けています。（ホームページアドレス：<http://www.seiho.or.jp/>）

なお、生命保険相談所が苦情の申出を受けたことを生命保険会社に連絡し、解決を依頼した後、原則として1ヶ月を経過しても、契約者などと生命保険会社との間で解決がつかない場合については、指定紛争解決機関として、生命保険相談所内に裁定審査会を設け、契約者などの正当な利益の保護を図っています。

【定期保険（団体型）への変更に関する特則について】

この特則により、契約者は加入者の健康状態にかかわらず、福祉団体定期保険契約（変更前契約・付加されている特約を含みます。以下同じ。）を定期保険（団体型）契約（変更後契約・付加される特約を含みます。以下同じ。）に変更することができます。

- ・変更は、アクサ生命所定の範囲内でお取扱いします。
- ・変更前契約で支払われた入院給付金のお支払日数については、変更後契約の入院給付金のお支払限度に通算します。
- ・告知義務、告知義務違反による解除および変更後契約の保険金のお支払いにあたっては、変更前契約の保険期間と変更後契約の保険期間は継続されたものとします。
- ・変更後契約の高度障害保険金、災害保険金、災害高度障害保険金および入院給付金のお支払いについては、加入者が、変更前契約のその加入者の効力発生日（責任開始期。以下同じ。）以後変更後契約の効力発生日以前の原因により、変更後契約の効力発生日以後に死亡、高度障害状態に該当または入院したときは、変更後契約の効力発生日以後の原因によるものとみなします。
- ・加入者が変更前契約の保険期間中に入院を開始し、変更日を含んで継続して入院したときは、その入院は、変更前契約の保険期間中の入院とみなします。
- ・加入者が、その加入者の変更前契約の効力発生日前に発病したガンまたは6大生活習慣病を直接の原因として、変更前契約の効力発生日からその日を含めて2年を経過した後に入院を開始し、または先進医療による療養を受けたときは、変更後契約の効力発生日以後の原因によるものとみなします。
- ・加入者が変更後契約の効力発生日前にガンまたは6大生活習慣病による入院を開始し、変更後契約の効力発生日を含んで継続して入院したときは、ガン入院一時金または6大生活習慣病一時金はお支払いしません。

注意喚起情報

■お申込みの撤回など（クーリング・オフ制度）について

この商品は団体（商工会議所・商工会）を契約者とする団体保険であり、お申込みの撤回など（クーリング・オフ）の適用はありません。

■告知について

○告知は生命保険のお引受けの判断の際の重要な事項です。ご契約にあたっては、過去の傷病歴（傷病名・治療期間など）、現在の健康状態など「告知書」でアクサ生命がおたずねすることについて、事実をありのままに正確にもれなくお知らせ（告知）ください。

○告知の内容によっては、ご契約をお引受けできないことがあります。

○告知していただいた内容が事実と違っていた場合には、ご契約の全部またはその加入者の部分が解除されることや、保険金などをお支払いできないことがあります。

告知義務違反の内容が特に重大な場合、詐欺による取消しを理由として、保険金などをお支払いできないことがあります。この場合、すでにお払込みいただいた保険料はお返しいたしません。なお、告知義務違反による解除の対象となる1年経過後にもご契約の全部またはその加入者の部分が取消しとなることがあります。

○アクサ生命の取扱者へ口頭でお話しされただけでは告知をしていただいたことになりません。加入者ご自身がアクサ生命所定の「告知書」に記入されたことが告知となります。（生命保険会社職員、代理店、商工会議所・商工会の役職員には告知受領権はありません。）

○アクサ生命の社員またはアクサ生命で委託した確認担当者が、保険金などでの請求の際、請求内容などについて確認させていただく場合があります。

■効力発生日（責任開始期）について

○加入申込日（告知日）と効力発生日（責任開始期。以下同じ。）についてはご契約（商工会議所・商工会）ごとに取り決めています。詳細は「パンフレット」にてご確認ください。なお、初回保険料のお払込みがなかった場合は申込取消となり、効力が発生しない場合がありますのでご注意ください。

○生命保険会社職員、代理店、商工会議所・商工会の役職員には保険への加入を承諾し、責任を開始させるような代理権がありません。

■保険金などをお支払いできない場合について

次の場合は、保険金などのお支払いができないことがあります。

○お支払事由に該当しない場合

効力発生日前の傷害または疾病を原因とする場合など

（ガン入院一時金・ガン先進医療一時金・6大生活習慣病入院一時金）

・効力発生日前に発病したガンおよび6大生活習慣病を原因とする場合

○免責事由に該当した場合

効力発生日から1年以内の加入者の自殺、契約者・加入者・保険金など受取人の故意または戦争その他の変乱によりお支払事由に該当した場合

（災害保険金・災害高度障害保険金・入院給付金）

・契約者または加入者の故意または重大な過失 ・保険金などの受取人の故意または重大な過失

・加入者の犯罪行為 ・加入者の精神障害を原因とする事故

・加入者の泥酔の状態を原因とする事故

・加入者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故

・加入者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故

・地震、噴火、または津波 ・戦争その他の変乱

○告知義務違反の場合

契約者または加入者から告知していただいた内容が事実と相違し、ご契約の全部またはその加入者の部分が告知義務違反により解除された場合

○詐欺による取消し・不法取得目的による無効の場合

契約者または加入者の詐欺によりご契約の全部またはその加入者の部分が取消しになった場合や、保険金などの不法取得目的があつてご契約の全部またはその加入者の部分が無効とされた場合

○重大事由による解除の場合

契約者、加入者または保険金など受取人が、保険金などを詐取する目的で事故を起こしたときや、暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められたときなど重大事由によりご契約の全部またはその加入者の部分が解除された場合

■ご契約の更新ができない場合について

更新日現在の加入者数が所定の基準に満たない場合、ご契約の更新はできません。

■保険料のお払込みについて

各商工会議所・商工会が定めた方法により保険料をお払込みいただきます。保険料のお払込みがなかった場合、最後に払込まれた保険料の応当月末をもって脱退扱となり以降の保障がなくなる場合があります。詳細は「パンフレット」にてご確認ください。

■払戻金について

この商品には加入者の脱退による払戻金はありません。

■保険金などのお支払いについて

○保険金などのお支払事由が生じた場合や、保険金などのお支払いの可能性があると思われる場合はすみやかに商工会議所・商工会または「パンフレット」に記載のアクサ生命営業店にご連絡ください。

○お支払事由、保険金などをお支払いする場合またはお支払いできない場合については、アクサ生命ホームページにも掲載しておりますので、あわせてご確認ください。

（ホームページアドレス <http://www.axa.co.jp/>）

○保険金などのお支払事由が生じた場合、ご契約内容によっては、複数の保険金などのお支払事由に該当することがありますので、ご不明な点がある場合には商工会議所・商工会または「パンフレット」に記載のアクサ生命営業店にご連絡ください。

保険会社の業務または財産の状況の変化により、ご加入時にお約束した保険金額などが削減されることがあります。

アクサ生命は、生命保険契約者保護機構に加入しています。生命保険契約者保護機構の会員である生命保険会社が経営破綻に陥った場合、生命保険契約者保護機構により保険契約者保護の措置が図られることがあります。この場合にも、ご加入時の保険金額などが削減されることがあります。保険契約者保護措置の詳細については、生命保険契約者保護機構までお問い合わせください。

生命保険契約者保護機構 TEL:03-3286-2820 「月曜日～金曜日（祝日・年末年始を除く）午前9時～正午、午後1時～午後5時」

ホームページアドレス <http://www.seihohogo.jp/>



アクサ生命保険株式会社

〒108-8020 東京都港区白金1-17-3
TEL 03-6737-7777(代表)

生命共済制度ご加入のみなさまの健康・介護、経営、暮らしをサポートする!

アクサの付帯サービス

ご利用資格

生命共済制度[定期保険(団体型)]にご加入のみなさまとそのご家族。

(「メンタルサポートサービス」のご利用対象者はご加入者のみとなります。)

健康電話相談サービス

専門の相談員が24時間対応

相談料・通話料無料



気になる症状や体の不調、育児、療養、介護のご相談はもちろん、夜間・休日に受診できる医療機関や女性医師の情報、専門医情報など医療機関情報もご提供いたします。

- 気になる症状について
- ストレス・ちょっとした心の悩み
- 介護の悩み・疑問について
- 応急処置について
- 妊娠・出産・育児の悩み
- 検査結果でわからないことについて
- 女性の医師にかかりたい など…



人間ドック・PET検診サービス

無料で予約代行

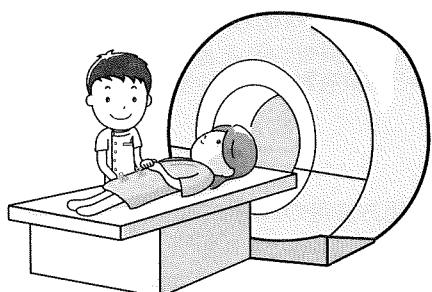
優待価格



人間ドック

地域、検査内容、料金などお客様のご希望に合う施設を全国の提携施設から優待価格^{*1}でご案内いたします。
日時などご希望に応じて予約を代行し、予約チケットを送付いたします。

*1 一部優待価格のない施設がございます。



PET検診

がんの早期発見、治療や手術後の再発チェックに効果的とされる最先端のがん検診であるPET検査。地域、検査内容、料金などお客様のご希望に合うPET施設を全国の提携施設から割引料金でご案内いたします。

メンタルサポートサービス

電話によるカウンセリング

相談料・通話料無料



臨床心理士を中心とした心理カウンセラーなどの「心の専門家」が電話を通じてカウンセリングを提供し、心の問題を早期に解決するサポートをします。
企業や健康保険組合でメンタルヘルス対策(EAP事業)として幅広く利用されています。
企業のメンタルヘルスケア対策に「メンタルサポートサービス」をご活用ください。

※「メンタルサポートサービス」のみでは安全配慮義務を果たすことはできません。



ストレスチェック機関紹介・取次サービス Web・お電話でご紹介



全国のストレスチェック実施施設をWeb・お電話でご紹介^{*2}いたします。

50人未満の企業さまも受診可能です。

さらに割引価格^{*3}でご案内いたします。

厚生労働省の定める57項目のストレスチェックも実施できます。

読めばすべて理解できる!

ストレスチェックのご担当者をフォローするコンテンツもあります。

*2 各機関に対してストレスチェックの予約取次まで行います。

*3 各機関によっては通常価格でのご案内となります。

※安全配慮義務の要件を満たすためには、本サービスに加えて、事業場に設置されている安全衛生委員会や選任された産業医と連携する必要があります。



禁煙外来紹介サービス Web・お電話でご紹介



全国15,000施設以上の医療機関をWeb・お電話でご紹介いたします。

各医療機関の禁煙成功率など、

本サービスのご利用者だけが得られる情報もあります。

喫煙者の禁煙中フォローだけでなく、

受動喫煙者向けの啓発コンテンツも多数あります。



健診機関紹介・取次サービス Web・お電話でご紹介



全国の提携健診施設をWeb・お電話でご紹介^{*4}いたします。

MRI・乳がん検診などのオプション検査も受診可能です。

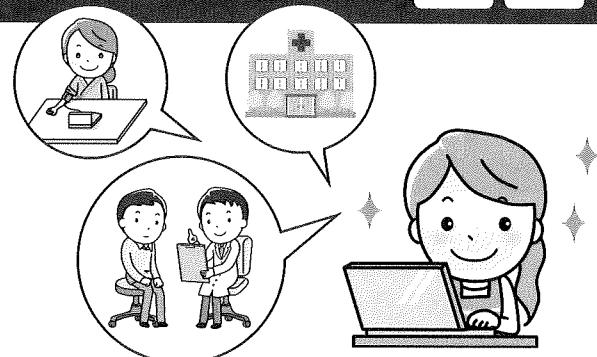
さらに割引価格^{*5}でご案内いたします。

気になる症状からおすすめの検診を検索でき、

健診後はWebコンテンツでフォローいたします。

*4 医療機関に対して健診の予約取次まで行います。

*5 医療機関によっては通常価格でのご案内となります。



ご利用方法等の詳細については、生命共済制度[定期保険(団体型)] ご加入後にご案内いたします。

・「健康電話相談サービス」、「人間ドック・PET検診サービス」、「ストレスチェック機関紹介・取次サービス」、「禁煙外来紹介サービス」、「健診機関紹介・取次サービス」は株式会社ウェルネス 医療情報センターが、「メンタルサポートサービス(電話によるカウンセリング)」はティーベック株式会社が提供します。

・「アクサの付帯サービス」は、アクサ生命が提供する保険商品の一部を構成するものではありません。

・当サービスは、いずれも各サービス提供会社が直接提供いたします。サービス提供を受けた結果、万一損害などが発生してもアクサ生命は責任を負いかねますのであらかじめご了承ください。

・サービスの内容は予告なく変更する場合がありますのであらかじめご了承ください。

・〈個人情報のお取扱いについて〉

ご利用いただいた方のお名前・ご住所・お電話番号などは、サービス提供会社よりアクサ生命に連絡される場合がありますのであらかじめご了承ください。ただし、サービス提供会社より連絡を受けた個人情報は、サービスの維持・品質向上を目的とした利用状況の把握とご利用資格の確認以外の目的に使用することはありません。



アクサ生命保険株式会社

〒108-8020 東京都港区白金1-17-3

TEL 03-6737-7777(代表)

www.axa.co.jp/